

岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年岩手県告示第216号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1 県の機関が行う調達であって、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下第1において「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の対象となる調達に関係する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年岩手県告示第215号）により、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1 県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人が行う調達であって、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下第1において「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、<u>経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定</u>その他の国際約束の対象となる調達に関係する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年岩手県告示第215号）により、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、<u>在任中、その意に反して罷免されることがない。</u></p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられたとき。</u></p> <p>(3) <u>委員会により、心身の故障のため職務の執行ができな</u> <u>いと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員た</u> <u>るに適しない非行があると認められたとき。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	